

○道路占用許可基準

平成17年10月1日

告示第144号

1 許可の基本方針

- (1) 道路法(以下「法」という。)第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設に該当し、同項及び法第41条の規定に該当し、8日間以上継続して道路を占用するものであること
- (2) 道路敷地以外に余地がなく、真にやむを得ないものであること
- (3) 占用の期間、場所、占用物件等の構造、工事实施の方法、時期及び道路の復旧方法が、道路法施行令(以下「政令」という。)第9条から第17条までの規定に適合するものであること

2 許可基準

- (1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物

種別	許可基準
電柱(支柱、支線を含む。)、電話柱その他の柱類	ア 道路の敷地外に当該場所に替わる適当な場所がないこと。 イ 電柱は、道路の同一側に設置するものとし、他の類似する線路等と共架すること。 ウ 申請の際は送電経路、具体的な目的等を明確にするとともに、平面図には申請場所付近の既設電柱及び他の種類の電柱等も明記すること。 エ 電柱は、境界線に最も近い位置に設けること。 オ 電柱1本ずつの道路横断図を添付するとともに、横断図には境界線を赤線で明記すること。ただし、歩車道の区別ある道路で、路端に設けることが極めて困難な場合は、歩道上の車道寄りに設けることができる。 (ア) 側溝に建柱する場合は、その断面を侵さないよう、側壁に割り込んで設けること。 (イ) 曲り角から5.0m以内には設けないこと。

	<p>カ 歩車道の区別のない道路で、その反対側に地上物件がある場合は、これと8.0m以上の距離を保つこと。ただし、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所にあつては、この限りでない。</p> <p>キ 電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに、道路に平行して設けること。支線設置の場合は、安全標示施設を取り付けること。</p>
電線	<p>ア 地上電線の高さは、路面から5.0m以上とすること。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合においては、4.5m以上、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5m以上とすることができる。</p> <p>イ 地下電線は、その電線の頭部と路面との距離を1.2m以上とすること。ただし、その材質を別に定めるものを使用し、かつ、その外径が300mm以下であるときにあつては、0.9m以上とすることができる。</p> <p>ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録を受けていない事業者が設置する地下電線は、電線管をコンクリート防護又は専用の材料を使用することとし、第三者が確認できるように路盤と路床の間に埋設表示シートを敷設する等の措置を講ずること。ただし、道路に対し斜横断及び縦断による占用は認めない。</p>
街灯	<p>ア 街灯柱(以下「灯柱」という。)の高さは、照明灯下部から路面まで4.5m以上とすること。</p> <p>イ 灯柱間の配線は、原則として地下に埋設すること。</p> <p>ウ 設置する位置は、電柱等の基準と同様とする。</p> <p>エ 灯柱は、金属製とし、形状色彩及び間隔は同一とすること。</p> <p>オ 電灯は、路面の照度を均等にし、過度のまばゆさを感じない</p>

	<p>種類のものであること。</p> <p>カ 地下根入れは、灯柱全体の長さの6分の1以上とし、通常予想される風圧等に十分耐え得るものであること。</p> <p>キ 灯柱に、広告を添加し、巻き付け及び塗装することは認めない。</p> <p>ク 灯柱を、電柱、電話柱その他の支柱に兼用しないこと。</p>
電話ボックス	<p>ア 歩車道の区別のない道路では、道路の車道幅員外に設けること。</p> <p>イ 歩車道の区別のある道路では歩道上とし、原則として民地側境界線に接して設置し、出入口は、道路の方向と平行にすること。</p> <p>ウ 歩道幅員が4.0m以下の場所では、原則として占用を認めない。</p> <p>エ 交差点若しくは曲り角又は消火栓から5.0m以上、火災報知機から3.0m以上の距離を保たせること。</p>
郵便ポスト	<p>ア 歩車道の区別のない道路では、路側最縁端に、側溝のある場合はその道路側とし、法敷に余裕のある場合は、法敷上とすること。</p> <p>イ 交差点及び曲り角又は消火栓から5.0m以上、火災報知機から3.0m以上の距離を保たせること。</p> <p>ウ 郵便局庁舎前に設置する郵便ポストは、前各号にかかわらず、これを当該庁舎構内に設置すること。</p> <p>エ 投函口は、歩車道の区別ある道路においては歩道側に、歩車道の区別のない道路では、車道側に向けること。</p>
広告塔	<p>ア 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例第45号)に適合していること。</p> <p>イ 広場、緑地帯等交通上支障とならない場所において、公共的</p>

	<p>広告塔に限り設置を認めることができる。ただし、ロータリー内では、認めない。</p> <p>ウ 広告等の形状、色彩等は、道路標識又は交通信号機その他交通安全施設の効用を妨げないものであること。</p> <p>エ 広告塔の構造は、風雨等により破損又は倒壊するおそれがなく、かつ、景観を損なわないものであること。</p>
送電塔	<p>原則、許可しない。ただし、送電等の脚柱の基礎について、その一部が道路の敷地内(法敷に限る。)にかかるときに限り、かつ、周囲の状況からやむを得ないと認めるときは、許可することができる。</p>
有線放送線業務 連絡用通信線	<p>電線の基準に準ずる。</p>
バス停留所の上 屋	<p>ア 上屋の設置場所は、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道幅員が原則として3.0m以上の部分で、車道寄りとする事と。</p> <p>歩車道の区別のない道路等にあつては、道路の法敷等又は道路管理上支障のない場所とする事と。</p> <p>イ 上屋の幅は、原則として2.0m以内とすることし、長さは、必要最小限度とすること。</p> <p>ウ 上屋の占用者は、路線バス事業者に限る。</p>
バス待合所、時刻表示板、掲示板、灰皿、くずかご、貯水槽	<p>ア 電柱等の基準に準じる。</p> <p>イ 物件(施設)については、相当の管理能力を有する者以外は、許可しない。</p>
道路反射鏡	<p>ア 道路反射鏡の設置については、通達及び道路反射鏡ハンドブックに適合した構造とすること。</p> <p>イ 電柱等占用物に添加する場合は電柱等管理者の許可を得ること。</p>

	<p>ウ 占用位置は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす恐れがない場所とし、法面、路肩、側溝の上部又は歩道内の車道に近接し歩行者の通行に支障がない箇所とする。</p> <p>エ 反射鏡の裏面に占用者名および連絡先を明示すること。</p>
--	--

(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

種別	許可基準
水管、下水道管、ガス管	<p>ア 道路の敷地外に適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。</p> <p>イ 水管、下水道管及びガス管を埋設する場合には、その頂部と路面との距離を1.2m以上とすること。ただし、その材質を別に定めるものを使用し、かつ、その外径が300mm以下であるときにあっては、0.9m以上とすることができる。</p> <p>ウ 上水道各戸の取付管の制水弁及び下水道の各取付管のマンホールは、原則として私有地に設けること。</p> <p>エ 管の継目から漏水等のおそれのないものであること。</p> <p>オ 管路は、原則として車道を斜横断して埋設しないこと。</p> <p>カ 埋設箇所は、平面図及び断面図にその位置を明記すること。</p> <p>キ 橋梁添架の場合は、計画の段階で、前もって添架計画を示し、文書で占用の意思表示、規格等の確認を行うこと。</p> <p>ク 個人及び法人の道路縦断方向への占用は認めない。ただし、公益性が認められるときは、占用を許可することができる。</p>

(3) 法第32条第1項第3号に掲げる施設

種別	許可基準
鉄道、軌道	<p>ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法（大正10年法律第76号）の構造基準のほか、防護処理を完全に講ずること。</p> <p>イ 軌道法の規定により特許を得た軌道は、道路の占用許可があったものとみなす。</p>

	<p>ウ 道路と鉄道が相互に交差する場合は、道路占用の許可にかえ、法第20条及び法第31条の規定により、道路管理者と鉄道事業者とが協議するものとする。</p>
--	---

(4) 法第32条第1項第4号に掲げる工作物

種別	許可基準
仮設日よけ類	<p>ア 設置期間は、6月から9月までの4箇月以内であること。</p> <p>イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。</p> <p>ウ 支柱の建設の位置は、横断歩道をさけ、交差点又は曲り角から5.0m以上、消火栓又は火災報知機から3.0m以上の距離をおいて、かつ、歩道境界線から0.25mの間隔をおいて設け、他端は、建築物で支持させるか、又は道路敷地外に建柱させること。</p> <p>エ 支柱の直径は、0.1m以下とし等屋根等の材料は、延焼の媒介となるおそれのないものであること。</p> <p>オ 構造は、容易に破壊消防を行い得るような簡単なもので、通行人に危害を与えるおそれのないものであること。</p> <p>カ 少なくとも延長12.0mごとに屋根の部分を撤去しやすいように、独立の構造とすること。</p> <p>キ 電柱類又は街灯に接近して、危険を生じさせることのないようにすること。</p> <p>ク 街路樹の生育を妨げないものであること。</p> <p>ケ 商品、広告物又はその他の物件を添加したり、塗装したりしないこと。</p> <p>コ 日よけの下端から路面上まで3.0m以上とすること。</p>
仮設以外の日よけ類	<p>ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分にのみ設けるものであること。</p> <p>イ 歩行者及び自転車の通行に支障をきたさないものであること。</p>

	<p>と。</p> <p>ウ 道路の交差部、接続部、屈曲部、横断歩道部等で、見通しを著しく妨げるものでないこと。</p> <p>エ 信号機、道路標識及び道路照明の効用並びに街路樹の育成を阻害しないものであること。</p> <p>オ 大きさは、必要最小限とすること。</p> <p>カ 風雨、震動等により容易に破損し、又は倒壊しないものであること。</p> <p>キ 景観を損なわないように、周囲の環境に調和し、かつ色彩、形状等が快適なものであること。</p> <p>ク 支柱以外の構造物の路面からの高さは、道路建築限界(2.5 m)を侵さないものであること。</p> <p>ケ 広告物を添加しないものであること。</p> <p>コ 日よけ、雨よけ下の道路部分には、材料、商品等を積まないこと。</p>
<p>バス停留所の 日よけ類</p>	<p>ア バス停留所の日よけ、雨よけの支柱は、歩車道の区別のある道路で、歩道上の車道寄りに設置すること。</p> <p>イ 歩行者及び自転車の通行に危険のないものであること。</p> <p>ウ 信号機、道路標識及び道路照明の効用並びに街路樹の生育を阻害しないものであること。</p> <p>エ 消防活動上、支障をきたさないものであること。</p> <p>オ 日よけ、雨よけの高さは、路面から3.0 m以上、幅は2.0 m以内とし、長さは必要最小限度とすること。</p> <p>カ 風雨、震動等により容易に破損、倒壊しないものであること。</p> <p>キ 車道へ突出さない構造であること。</p> <p>ク 壁は、設置しないこと。</p> <p>ケ 道路の状況、交通量等を勘案し、必要と認めるものについては、人が車道へ飛び出さないよう、安全柵を設けること。</p> <p>コ 支柱は、鉄管類を使用し、構造上支障のない限度で、可能な</p>

	<p>限り少なくすること。</p> <p>サ 景観を損なわないように、周囲の環境に調和し、かつ色彩、形状等が快適なものであること。</p> <p>シ 広告物を添加しないこと。</p> <p>ス 日よけの占有者は、路線バス事業者に限ること。</p>
アーケード	<p>ア アーケードの設置は、相当の必要があつて、真にやむを得ない場合のみとする。</p> <p>イ 原則として、広告物、装飾等の添加、塗装をしないこと。</p> <p>ウ アーケードにより、道路の見通し、道路標識若しくは交通信号機の確認又は道路の円滑な交通を妨げないこと。</p> <p>エ 都市の防火機能、衛生及び景観を損なうものでないこと。</p> <p>オ 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車両の通行を禁止している道路であること。</p> <p>カ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれがない場所であること。</p> <p>キ 都市計画広場又は都市計画道路にあつては、事業未完了の場所でないこと。</p> <p>ク 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が、密集している区域その他消防上特に危険な区域でないこと。</p> <p>ケ 防火地域内又は準防火地域内であること。</p> <p>コ アーケードに面する建築物のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。</p> <p>サ 街路樹の生育を妨げない場所であること。</p>

(5) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

種別	許可基準
地下街、地下室、通路	<p>ア 地上交通の緩和に資するための施設であること。</p> <p>イ 既存の諸施設又は計画中の公共施設の施行に支障を及ぼさな</p>

	<p>いこと。</p> <p>ウ 地下道、地下室等の出入口は、原則として道路敷内に設けないこと。やむを得ず道路敷内に設ける場合には、歩車道のある歩道上に限るものとし、歩道の有効幅員3.7m以上を保持すること。</p> <p>エ 地下街の設置は、車道下を避けること。</p> <p>オ 危険物の地下層(ガソリタンク等)の設置してある場所から水平距離にして20.0m以上離れていること。</p> <p>カ 構造は、鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリート造りとし、道路運送車両法等の規定による荷重に耐えられるものであること。</p>
--	--

(6) 法第32条第1項第6号に掲げる施設

種別	許可基準
露店	<p>ア 歩車道の区別のある道路にあっては、歩道上とし、縁石から1.7m以内とし、歩道幅員の2分の1を越えない区域とすること。</p> <p>イ 歩車道の区別のない道路にあっては、路端から2.0m以下とし、道路幅員の3分の1を超えない区域とすること。</p> <p>ウ 各店の間口は2.0m以内、奥行は1.0m以内とすること。</p> <p>エ 延長12.0mごとに1.0m以上の間隔を保たせること。</p> <p>オ 交差点、曲り角、電車若しくは乗合自動車停留所、消火栓若しくは火災報知機又は横断歩道から5.0m以上、道路標識から3.0m以上の距離を保たせること。</p> <p>カ 百貨店、映画館、劇場等の出入口、その他特に混雑する場所を避けること。</p>
商品置場、自動販売機、コインロッカー、新聞	<p>商品置場、自動販売機、コインロッカー及び新聞売場は、原則として許可しないものとする。ただし、占用期間が短く、道路交通に支障をきたさないと認められるときは、占用を許可すること</p>

売場	ができる。
----	-------

(7) 政令第7条第1号に掲げる物件(その他の物件)

種別	許可基準
路上広告物	<p>路上広告物の占有については、道路交通法、屋外広告物法、福井県屋外広告物条例に適合するとともに、次の各号の基準に従うものとする。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 添加看板等 電柱、アーケードその他道路区域内の工作物若しくは物件に添加される看板又は広告用の幕若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。</p> <p>(2) 突出看板等 建物、堀その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され、又は道路区域外の土地に設置され、道路区域内に突出する看板、広告用幕又は日よけ及びこれらに類するもの。</p> <p>(3) 立看板等 道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、広告用旗ざお、標識、広告塔、アーチ及びこれらに類するもの。</p> <p>(4) 自家用看板等 突出看板等及び立看板等のうち、沿道で営業又は事業を行うものが、自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しくは作業所に添加又はそれらに接して設置する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売、製作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。</p> <p>2 適用除外</p> <p>次に掲げるものについては、本基準を適用しない。</p> <p>ア 法令の規定により設置されるもの。</p> <p>イ 国又は地方公共団体が、公共的目的をもって設置するもの。</p> <p>ウ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等</p> <p>エ 冠婚葬祭のため、一時的に設置するもの。</p>

3 禁止場所等

路上の広告物又はこれを掲出する工作物若しくは物件(以下「路上広告物等」という。)は、次に掲げる道路若しくは場所又は工作物若しくは物件に設置し、又は添加してはならない。ただし、自家用看板等については、この限りでない。

ア 車道及び自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最小限の路上広告物については、この限りでない。

イ 今後改良予定である道路の区間(舗装工事又は局部改良等小規模のものを除く。)

ウ 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)及び分離帯(交差点に設けられる分流島を含む。)

エ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

オ 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔及びこれらに類する物件

カ 道路が交差し、及び連結する場所、横断歩道並びに踏切道

キ 車両等が徐行する必要のある曲り角(交差点を除く。)及び勾配の急な坂(道路交通法第42条に規定されている場所をいう。)

ク 橋(長さ20m以下のものを除く。)及びトンネルの前後それぞれ10mの区域内、警戒標識、規制標識(駐車禁止、駐停車禁止の標識を除く。)及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10mの区域内並びに信号機の前後それぞれ20mの区域内

ケ 車道幅員5.5m以上の道路が交差し、又は連結している交差点又は連結点、横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10mの区域内

コ アークードは、道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

4 設置場所

(1) 添加看板等

ア 添加看板等(添加看板等のうち巻付看板を除く。)の最下部と路面との距離は、4.5 m以上とする。ただし、歩道上においては、2.5 m以上とすることができる。

イ 原則として、道路中央側に突き出してはならない。

ウ 電柱、街灯等の柱類に添加する添加看板等の大きさは、縦1.5 m以内、横0.8 m以内とし、その表示面積は、1.0 m以内とする。

エ 添加看板等は、1柱につき1個(巻付看板については、1 m²の範囲内において、1個を2面として掲出することができる。)に限るものとする。ただし、市街地を形成している区域内の道路にあつては、1柱につき取付け1個、巻付け1個とすることができるが、この場合において巻付看板は1面とし、対面禁止としなければならない。

オ 前項の禁止場所のうち、同項オ及びケの場合にあつては、巻付看板を対面禁止として掲出することができる。

カ 電柱に添加する看板等の相互間の距離は、道路1側につき20 m以上とする。

キ はり紙、ぬり広告等路上工作物又は物件に直接貼付、又は塗装したものであつてはならない。

(2) 突出看板等

ア 自家用看板に限るものとし、1営業所又は1事業所につき2個以内とする。

イ 看板の最下部と路面との距離は、4.5 m以上とする。ただし、歩道上においては、2.5 m以上とすることができる。

ウ 路面上に1.0 m以上突き出してはならない。

(3) 立看板等(アーチを除く。)

ア 立看板等のうち、立看板及び旗ざおは、催物、集会等のた

めに一時的に設けるものとし、その大きさ(旗ざおについては、旗の部分の大きさ。)は、縦2.0m、横1.0m以内とする。

イ 原則として、地面に接する部分の位置は、法敷、側溝上、路肩又は歩道内の民地側のうち歩行者の通行に支障がない場所とする。

(4) 立看板等(アーチに限る。)

ア 原則として、公共団体又は商工業団体等が祭礼、催物等のために、一時的に設けるものに限るものとする。

イ 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅9.0m未満の道路を横断するものであって、かつ、交通の円滑を妨げるおそれがないものは、この限りでない。

ウ 道路を横断する部分の最下部と路面との距離は、5.0m以上とする。ただし、歩道を横断する部分の最下部と路面との距離は、3.5m以上とすることができる。

エ 地面に接する部分の位置は、法敷とする。ただし、交通の円滑を妨げるおそれがない場合は、路端寄り又は歩道内の車道寄りに設けることができる。

オ 構造物の強度は、1m²当り120kgの風圧に耐え得るものであるものとし、高さは、地上10.0m以下であること。

5 構造色彩等

ア 路上構造物等は、相当強度の風雨、地震に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により景観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものでなければならない。

イ 路上広告物等の構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものであってはならない。この場合において、路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色に限るものとする。

	<p>ウ 路上広告物等は、電光式、照明式又は反射材料式であってはならない。ただし、自家用看板等については、電光式又は照明式に限り認めることができる。</p> <p>エ 路上広告物のデザイン及び表示内容は、景観を十分考慮して定めるものとする。</p> <p>オ 立看板等は自立可能な構造としなければならない。ただし、安全のため電柱等に添加する場合は、事前に電柱等管理者の許可を得ること。</p>
<p>標識、道程案内板、業種マーク</p>	<p>ア 法敷上に設けること。</p> <p>イ 法敷がなく、歩車道の区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄り縁石に接着して設けること。</p> <p>ウ 法敷がなく、歩車道の区別のない道路にあつては、路端より縁石に接着して設けること。</p> <p>エ 交通信号機、道路標識等の機能を阻害しない位置に設けること。</p> <p>オ 標柱の一边の長さ又は直径は、0.2 m、高さは1.5 mを超えないこと。ただし、やむを得ない事情のあるときは、一边の長さ又は直径は、0.3 m、高さは2.5 m以下とすることができる。前記規格を超えるものは、広告塔として取扱うものとする。</p> <p>カ 標柱の色彩は、華美にしないこと。</p>
<p>バス停留所標識</p>	<p>ア 歩車道の区別のある道路では、歩道上の車道寄りとし、標識板の車道側端物が、歩車道境界線から0.25 mの間隔をおいた場所に設置すること。</p> <p>イ 歩車道の区別のない道路では、官民境界線に接して設置し、法敷のあるところでは、法敷上に設置すること。</p> <p>ウ 広告物を添加し、巻き付け、及び塗装することは認めない。</p> <p>エ 道路標識、消防用標識等とまぎらわしくないものであること。</p>

	<p>オ 破損し、又は腐朽して、危険又は不体裁になったときは、速やかに修理その他適当な措置を講ずること。</p>
旗ざお、のぼり	<p>ア 歩車道の区別のある道路では、原則として歩道上の民地側に設置すること。ただし、歩道の車道側でブロック敷又は舗装されていないところでは、支柱を建て設置することができる。この場合でも、歩道の幅員、交通量を勘案の上、極力民地側に設置するよう努めること。</p> <p>イ その他設置場所、禁止場所については、看板類と同様とする。</p> <p>ウ 大売出しについては、1店舗又は1事務所当り1本とし、その他のものについては、交通事情等勘案の上、処置すること。</p> <p>エ 一般交通の支障をきたさないよう、ささえを十分にさせるとともに、支持又は添加のために公共物を利用してはならない。</p>
パーキングメーター	<p>駐車場法（昭和32年法律第106号）等の法令により、事案ごとに検討するものとする。</p>
幕(横断幕)	<p>ア 公共団体、商工業団体及びスポーツ団体等が、公共又は公益のために一時的に設けるものに限る。</p> <p>イ 大きさは幅1.0m以下とし、掲出期間中、破損、たれさがり等により、一般交通に支障をきたさないようにすること(ネット張り等)。</p> <p>ウ 幕の下端は、歩道上にあっては2.5m以上、車道上は4.5m以上とすること。</p> <p>エ 交通信号機、道路標識、乗合自動車停留所標識等の機能を阻害しない位置に設けること。</p> <p>オ 支柱を道路上に建植する場合にあっては、法敷があるときは法敷上に、法敷がなく歩車道の区別のある道路にあっては、歩道内の車道寄り又は路端寄り縁石に接着させ、法敷がなく歩車道の区別のない道路にあっては、路端寄り縁石に接着させて設けること。</p>

	カ 景観を害するものであってはならず、構造物は不燃性のもの で製作すること。
--	---

(8) 政令第7条第2号に掲げる設備

種別	許可基準
太陽光発電設備及び風力発電設備	平成25年3月1日国道利第10号国土交通省道路局路政課長 通達「道路法施行令の一部改正について」における、別紙1「発 電設備の占用許可基準について」によるものとする。

(9) 政令第7条第4号又は第5号に掲げる工事用施設又は工事用材料

種別	許可基準
足場、なわ張り、掛け出し	ア 幅は、路端から1.0m以下とし、極力抑制すること。 イ 掛け出しを設ける場合には、歩車道の区別のある道路では歩 道上とし、路面上から3.0m以上、歩車道の区別のない道路で は、路面上から4.5m以上とすること。 ウ 掛け出しを設ける場合又は施設物を路上に突出させる場合に は、落下物により交通に危害を与えないよう、特に構造につい ては注意すること。 エ 高層建築のため、交通上危険防止の施設品を路上に突出させ る場合には、路幅にかかわらず、危険防止上必要な幅員を占用 することができる。ただし、路面上からの高さは、歩車道の区 別のある歩道上では、4.0m以上、歩車道の区別のない道路上 では、5.0m以上とすること。
工事用材料	ア 水道、消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓及び各種人孔等の所 在箇所を不明にしたり、これらの利用に支障をきたしたりする ことがないよう、特に注意すること。 イ 交差点、信号機、道路標識等の機能を阻害しない位置である こと。

(10) 政令第7条第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号に掲げる施設

種別	許可基準
----	------

<p>特定仮設店舗等</p>	<p>ア 政令第11条の7に規定する基準によること。</p> <p>イ 特定仮設店舗等の規模は、必要最小限度のものとする事。</p> <p>ウ 交差点、曲り角及び消火栓から5.0m以上、横断歩道、火災報知機、バス停留所から3.0m以上の距離を保たせること。</p> <p>エ 特定仮設店舗等による道路の占有は、同一時期に、かつ、集団的に行われるよう措置すること。</p>
<p>トンネルの上に設ける物件</p>	<p>政令第12条の2に規定する基準によること。</p>
<p>高架道路の路面下における物件</p>	<p>政令第12条の3に規定する基準によるほか、平成17年9月9日国道利第5号国土交通省道路局長通達「高架道路の路面下の占有許可について」を準用する。</p>

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行し、同日以降の申請について適用する。